

申込書により予定されている寄付金による償還が実施されたものとして取り扱うことができるものとする。

(3) 第2の8の(1)のアの(ウ)の寄付金の額の特定

ア 寄付金の範囲

寄付金の範囲は、「社会福祉法人審査要領」(昭和62年2月4日社庶第23号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知の別添)の第2の(3)に定める「設立時における法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等」のうち、当該会計区分に帰属する寄付金とする。

イ 寄付金の存在形態

アの金額は、その後、法人において預金の形で残高を有しているか否かにかかわらず、基本金としての性格を有するものとして取り扱うものとする。

ウ 簡便的な取扱い

アの寄付金部分を法人設立後、運転資金積立金又は運用財産基金として特定預金を有している場合には、アの金額に代えて当該特定預金の金額をもって基本金の額として取り扱って差し支えない。

エ 移行時の特例

施設の開設の時期が古いために原則的方法によることができない場合には、施設開設年度における施設会計の施設運営費収入の1か月分相当額によることができるものとする。

(4) 第2の8の(1)のアの(エ)の金額の特定

定款の定めにより基本財産に組み入れた額は、移行時の貸借対照表に基本財産として計上されている預貯金及び有価証券(投資有価証券を含む。)のうち、当該会計区分に帰属する預貯金及び有価証券とする。

(5) 特例事項

移行時における基本金の取扱いが示されているものについては、それによることができるものとする。

6 従来の引当金の取扱いに関する変更

経理規程準則において引当金とされていた人件費引当金、備品等購入引当金、修繕引当金及び特定引当金については、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)(以下「局長通知」という。)に基づき、今後、すべて積立金として処理されることになるため、当該引当金の残高は、いったん繰越金に振り替えるものとする。

なお、引当金に係る特定預金が貸借対照表に計上されている場合は、当該特定預金を支払資金（流動資産）に振り替えるものとする。

7 設備資金借入金に関する調整

設備資金借入金は、移行時の帳簿価額により引き継ぐものとする。また、設備資金借入金に対応して生じる固定負債積立金については、移行時の調整に伴い、その残高はゼロとする。

8 前期繰越活動収支差額等の引継に関する計算と表示

(1) 収支計算書上の前期末支払資金残高の調整

収支計算書上の移行時における支払資金残高は、旧施設会計における繰越金と同額であるが、局長通知及び本指導指針による調整を行うため、平成 12 年度の前期末支払資金残高について、その調整過程を別紙 7 の「前期末支払資金残高の調整表」（以下「調整表」という。）により表示するものとする。

なお、収支計算書の表示に当たっては、当該計算書に調整表を添付又は注記するものとする。

(2) 事業活動計算書上の前期繰越活動収支差額の設定

ア 平成 12 年度の事業活動計算書上の前期繰越活動収支差額には、移行時における構成要素を次に掲げる内容ごとに別紙 8 の「前期繰越活動収支差額の設定表」（以下「設定表」という。）により表示するものとする。

なお、事業活動計算書の表示に当たっては、当該計算書に設定表を添付又は注記するものとする。

(ア) 旧施設会計における引当金・繰越金の合計額

(イ) 指定介護老人福祉施設等に関連する旧本部会計の資産・負債項目を受け入れたことによる繰越金

(ウ) 基本財産基金、運用財産基金、固定負債積立金等のいわゆる切り返し仕訳により生じた勘定科目を移行することによる変更

(エ) 過年度の減価償却累計額の受入れによる変更額

(オ) 過年度の国庫補助金等特別積立金の取崩しによる変更額

(カ) 移行時特別積立金の額

イ 移行時特別積立金の額は、アの(ア)及び(ウ)から(オ)までの合計額とする。

(3) 移行時特別積立預金の計上

ア 移行時特別積立預金は、原則として移行時特別積立金から局長通知の第 2 の 4

の(3)のイの運転資金に係る移行時特別調整額を控除して設定するものとする。
イ アの金額が(1)に係る移行時特別積立預金控除前の支払資金残高に満たない場合には当該金額を限度とする。

ウ ア及びイにより移行時特別積立金に満たない移行時特別積立預金の額については、貸借対照表の脚注にその内容を付して記載するものとする。

(4) 減価償却積立預金の計上

(1)に係る移行時特別積立預金控除前の支払資金残高から移行時特別積立金の額を控除した額に残額が生じる場合は、局長通知の第1の3の(2)の減価償却積立預金の設定に当たり、当該残額と(2)のアの(エ)の金額のいずれか少ない額をもって減価償却積立預金の額として計上するものとする。

収 支 計 算 書

自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

(会計区分名)

		勘 定 科 目	予 算	決 算	差 異	備 考
経 常 活 動 に よ る 収 支	収 入	介護福祉施設介護料収入				
		介護報酬収入				
		利用者負担金収入				
		基本食事サービス料収入				
		居宅介護料収入				
		介護報酬収入				
		利用者負担金収入				
		居宅介護支援介護料収入				
		利用者等利用料収入				
		介護福祉施設利用料収入				
		居宅介護サービス利用料収入				
		管理費収入				
		その他の利用料収入				
		その他の事業収入				
		補助金収入				
		市町村特別事業収入				
		受託収入				
		寄付金収入				
		借入金利息補助金収入				
		受取利息配当金収入				
雑収入						
		経常活動収入計 ①				
支 出	支 出	人件費支出				
		役員報酬				
		職員俸給				
		職員諸手当				
		非常勤職員給与				
		退職金				
		退職共済掛金				
		法定福利費				
		経費支出				
		(直接介護支出)				
		給食材料費				
		介護用品費				
		教養娯楽費				
		医薬品費				
		日用品費				
		被服費				
消耗器具備品費						
保健衛生費						
車輛費						

		光熱水費 燃料費 本人支給金 葬祭費 (一般管理支出) 福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料 保険料 渉外費 諸会費 租税公課 委託費 雑費 借入金利息支出				
		經常活動支出計 ②				
		經常活動資金収支差額 ③(①-②)				
施設整備等による収支	収入	設備資金借入金収入				
		施設整備等補助金収入 施設整備等寄付金収入 固定資産売却収入 器具及び備品売却収入 車輛運搬具売却収入 ○○売却収入				
	施設整備等収入計 ④					
施設整備等による収支	支出	固定資産取得支出				
		土地取得支出 建物取得支出 器具及び備品取得支出 車輛運搬具取得支出 ○○取得支出				
		施設整備等支出計 ⑤				
		施設整備等資金収支差額 ⑥(④-⑤)				
財務活動等による収入	収入	長期運営資金借入金収入				
		投資有価証券売却収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 設備資金借入金元金償還寄付金収入 長期運営資金元金償還寄付金収入 積立預金取崩収入 移行時特別積立預金取崩収入 ○○積立預金取崩収入 他会計区分繰入金収入				

支	会計区分外繰入金収入				
	その他の収入				
	財務活動等収入 ⑦				
支 出	設備資金借入金元金償還金支出				
	長期運営資金借入金元金償還金支出				
	投資有価証券取得支出				
	積立預金支出				
	他会計区分繰入金支出				
	会計区分外繰入金支出				
	その他の支出				
	財務活動等支出計 ⑧				
	財務活動等資金収支差額 ⑨(⑦-⑧)				
	予備費 ⑩				
	当期資金収支差額合計 ⑪(③+⑥+⑨-⑩)				
	前期末支払資金残高 ⑫				
	当期末支払資金残高 ⑬(⑪+⑫)				

(注) 平成12年度における移行時の特例として、「前期末支払資金残高 ⑫」を「調整後前期末支払資金残高」に読み替えるものとする。

事業活動計算書

自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

(会計区分名)

勘 定 科 目		前年度	当年度	増 減	備 考	
事業 活動 収 支 の 部	収	介護福祉施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入 基本食事サービス料収入 居宅介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入 居宅介護支援介護料収入 利用者等利用料収入 介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入 補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 国庫補助金等特別積立金取崩額 (介護報酬査定減)				
	事業活動収入計 ①					
	支	人件費 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 経 費 (直接介護費) 給食材料費 介護用品費 教養娯楽費 医薬品費 日用品費 被服費 消耗器具備品費 保健衛生費 車輦費 光熱水費 燃料費				

		本人支給金 葬祭費 (一般管理費) 福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料 保険料 渉外費 諸会費 租税公課 委託費 雑費 減価償却費 徴収不能額 引当金繰入 徴収不能引当金繰入 賞与引当金繰入 退職給与引当金繰入				
		事業活動支出計 ②				
		事業活動収支差額 ③(①-②)				
事業活動外収支の部	収入	借入金利息補助金収入				
		受取利息配当金収入				
	有価証券売却益					
	寄付金収入					
		雑収入				
		事業活動外収入計 ④				
事業活動外支出の部	支出	借入金利息				
		有価証券売却損				
		資産評価損				
		雑損失				
		事業活動外支出計 ⑤				
		事業活動外収支差額 ⑥(④-⑤)				
		経常収支差額 ⑦(③+⑥)				
特別収支の部	収入	施設整備等補助金収入				
		施設整備補助金収入				
		設備整備補助金収入				
		設備資金借入金元金償還補助金収入				
		施設整備等寄付金収入				
		施設整備等寄付金収入				
		設備資金借入金元金償還寄付金収入				
		固定資産受贈額				
		固定資産売却益				

	器具及び備品売却益 車輛運搬具売却益 ○○売却益 国庫補助金等特別積立金取崩額 他会計区分繰入金収入 会計区分外繰入金収入 その他の特別収入				
	特別収入計 ⑧				
支	基本金組入額 国庫補助金等特別積立金繰入額 固定資産除売却損 器具及び備品売却損・処分損 車輛運搬器具売却益・処分損 他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出 その他の特別損失				
出	特別支出計 ⑨				
	特別収支差額 ⑩(⑧-⑨)				
	当期活動収支差額 ⑪(⑦+⑩)				
	前期繰越活動収支差額 ⑫				
	基本金取崩額 ⑬				
	基本金組入額 ⑭				
	その他の積立金取崩額 ⑮				
	その他の積立金繰入額 ⑯				
	次期繰越活動収支差額 ⑰(⑪+⑫+⑬-⑭+⑮-⑯)				

貸借対照表

平成〇年〇月〇日現在

(会計区分名)

勘定科目	前年度	当年度	増減	勘定科目	前年度	当年度	増減
資産の部				負債の部			
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
有価証券				未払金			
未収金				施設整備等未払金			
未収補助金				預り金			
貯蔵品				前受金			
立替金				他会計区分借入金			
前払金				仮受金			
他会計区分貸付金				〇〇引当金			
仮払金				その他の流動負債			
その他の流動資産							
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
土地				長期運営資金借入金			
建物				長期預り金			
基本財産特定預金				退職給与引当金			
				〇〇引当金			
				その他の固定負債			
その他の固定資産				負債の部の合計			
土地				純資産の部			
建物				基本金			
構築物				国庫補助金等特別積立金			
機械及び装置				その他の積立金			
車両運搬具				移行時特別積立金			
器具及び備品				〇〇積立金			
建設仮勘定							
権利				次期繰越活動収支差額			
投資有価証券				次期繰越活動収支差額			
移行時特別積立預金				(うち当期活動収支差額)			
移行時減価償却特別積立預金							
〇〇積立預金				純資産の部合計			
その他の固定資産				負債及び純資産の部合計			
資産の部合計							

(注) 期末残高が予定されていない勘定科目は、省略した。

脚注

- | | |
|-------------------|------|
| 1 減価償却費の累計額 | ***円 |
| 2 徴収不能引当金の額 | ***円 |
| 3 機構時特別積立預金の積立不足額 | ***円 |

収支計算書勘定科目の説明

1 収入の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
〈 経常活動による収入 〉		
介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入 基本食事サービス料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等をいう。
居宅介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費等をいう。
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費をいう。
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入	利用者が選定した室料差額、特別食事料、理美容料、日常生活サービス料等をいう。
	居宅介護サービス利用料収入	利用者が選定した送迎費、食材料、おむつ料、日常生活サービス料等をいう。
	管理費収入	軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。)等における管理費収入(一括徴収の償却額を含む。)をいう。
	その他の利用料収入	前記のいずれの利用料にも利用者等からの利用料をいう。なお、軽費老人ホームにあっては、費用徴収額を含むものとする。
その他の事業収入	補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入	介護保険法に基づく又は関連する事業であって、施設又は事業所で行うことが認められる補助金等の事業及び介護保険関連の受託事業収益をいう。
寄付金収入	寄付金収入	経常経費に対する寄付金及び寄付物品をいう。
借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入	施設整備等の設備投資に借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等による収入をいう。
受取利息配当金収入	受取利息配当金収入	預貯金、有価証券等の利息及び配当金等の収入をいう。
雑収入		前記のいずれの勘定科目にも属さない収入をいう。
〈 施設整備等による収入 〉		
設備資金借入金収入	設備資金借入金収入	設備(施設整備及び設備整備)資金のための社会福祉・医療事業団等からの借入金の受入額をいう。
施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入	施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等による収入をいう。

施設整備等寄付金収入	施設整備等寄付金収入	施設整備及び設備整備に係る寄付金をいう。
固定資産売却収入	器具及び備品売却収入	器具及び備品を売却した場合の売却収入をいう。
	車輛運搬具売却収入	車輛運搬具を売却した場合の売却収入をいう。
	〇〇売却収入	売却資産の名称等売却の内容を示す名称を付した科目で記載する。
〈 財務活動等による収入 〉		
長期運営資金借入金収入	運転資金借入金収入	長期運営資金（設備資金を除く。）のための借入金の受入額をいう。
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	投資有価証券を売却した場合の売却収入をいう。
設備資金借入金元金償還補助金収入	設備資金借入金元金償還補助金収入	施設整備及び設備整備に係る補助金等のうち、実質的に設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に対する元金償還の補助に相当する補助金等収入をいう。
設備資金借入金元金償還寄付金収入	設備資金借入金元金償還寄付金収入	設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に対する元金償還を目的とした寄付金をいう。
長期運営資金元金償還寄付金収入	長期運営資金元金償還寄付金収入	長期運営資金の借入金に対する元金償還を目的とした寄付金をいう。
積立預金取崩収入	移行時特別積立預金取崩収入	移行時特別積立預金の取崩収入をいう。
	〇〇積立預金取崩収入	積立預金の取崩収入をいう。なお、積立預金の名称を付した科目で記載する。
他会計区分繰入金収入	他会計区分繰入金収入	他の会計区分からの繰入金収入をいう。
会計区分外繰入金収入	会計区分外繰入金収入	他の会計区分以外からの繰入金収入をいう。
その他の収入	その他の収入	前記のいずれの勘定科目にも属さない特別収入をいう。

2 支出の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
〈 経常活動による支出 〉		
人件費支出	役員報酬	法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。
	職員俸給	常勤職員に支払う俸給をいう。
	職員諸手当	常勤職員に支払う諸手当をいう。
	非常勤職員給与	非常勤職員に支払う給与をいう。

経費支出
(直接介護支出)

退職金	法人又は施設等の職員退職給与制度により退職給与として支払う金額をいう。
退職共済掛金	法人又は施設等が加入している退職共済制度に基づいて法人又は施設等が負担する掛金をいう。
法定福利費	法令に基づいて事業主が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。
給食材料費	食材及び食品の費用をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあつては、材料費を計上すること。
介護用品費	利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の費用をいう。
教養娯楽費	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。
医薬品費	利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品、衛生材料等の費用をいう。
日用品費	利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品（介護用品を除く。）の費用をいう。
被服費	利用者の衣類、寝具等（介護用品及び日用品を除く。）の購入のための費用をいう。
消耗器具備品費	利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費消額をいう。
保健衛生費	利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用及び医療機関で診療を受けたときの費用をいう。
車輛費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車輛検査等の費用をいう。
光熱水費	電気、ガス、水道等の使用料をいう。
燃料費	灯油、重油等の燃料費（自動車等の燃料費を除く。）をいう。
本人支給金	利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための費用をいう。
葬祭費	利用者が死亡したときの葬祭に要する費用をいう。
福利厚生費	役員・職員の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。
旅費交通費	業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費をい

(一般管理支出)

	研修費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用をいう。
	通信運搬費	電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。
	事務消耗品費	事務用に必要な器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費消額をいう。
	印刷製本費	事務用に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。
	広報費	施設及び事業所の広告料、パンフレット作成等に要する費用をいう。
	会議費	会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。
	修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
	保守料	建物附属設備、各種機器等の保守・点検料等をいう。
	賃借料	器具備品等のリース料・レンタル料、事業所等の借上等の賃料をいう。
	保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の費用をいう。
	渉外費	創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する費用を除く。）等に要する費用をいう。
	諸会費	各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。
	租税公課	施設又は事業所が負担する租税公課をいう。
	委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く。）など施設の業務の一部を他に委託するための費用（保守料を除く。）をいう。
	雑費	前記のいずれの勘定科目にも属さない費用をいう。
借入金利息支出	借入金利息	施設整備等資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息をいう。
（施設整備等による支出）		
固定資産取得支出	土地取得支出	土地を取得するための支出をいう。
	建物取得支出	建物を取得するための支出をいう。
	器具及び備品取得支出	固定資産に計上される器具及び備品を取得するための支出をいう。

	車輛運搬具取得支出 ○○取得支出	車輛運搬具を取得するための支出をいう。 取得資産等の内容を示す名称を付した科目で記載する。
〈 財務活動等による支出 〉		
設備資金借入金元金償還金支出	設備資金借入金元金償還金支出	設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金による元金償還額をいう。
長期運営資金借入金元金償還金支出	長期運営資金借入金元金償還金支出	長期運営資金（設備資金を除く。）の借入金による元金償還額をいう。
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	投資有価証券を取得するための支出をいう。
積立預金支出	○○積立預金支出	積立預金への積立による支出をいう。なお、積立預金の目的を示す名称を付した科目で記載する。
他会計区分繰入金支出	他会計区分繰入金支出	他の会計区分への繰入金支出をいう。
会計区分外繰入金支出	会計区分外繰入金支出	他の会計区分以外への繰入金支出をいう。
その他の支出	その他の支出	前記のいずれの勘定科目にも属さない支出をいう。